

議案第7号

守谷市財政調整基金条例の一部を改正する条例

守谷市財政調整基金条例（昭和49年守谷町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（積立て）

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、一般会計歳入歳出の決算上剰余金が生じたときは、その全部又は一部を翌年度の歳入に編入しないで基金に積み立てることができるものとする。

第5条中「守谷市」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月6日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
7 号	1

提案理由（議案第7号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、一般会計歳入歳出の決算上剰余金を翌年度の歳入に編入せずに、直接、財政調整基金に積み立てることができる旨の規定を明文化するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市財政調整基金条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(積立て)</p> <p>第3条 <u>基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、一般会計歳入歳出の決算上剰余金が生じたときは、その全部又は一部を翌年度の歳入に編入しないで基金に積み立てることができるものとする。</u></p> <p>(運用益金の管理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益は、<u> </u>一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p>	<p>(積立て)</p> <p>第3条 <u>基金として積み立てる額は、予算で定めるほか、各年度剰余金の2分の1を下らない額とする。</u></p> <p>(運用益金の管理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益は、<u>守谷市</u>一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p>